

議案第23号

葛飾区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築審査会の招集等の要件にマンションの建替え等の円滑化に関する法律等において建築基準法を準用する場合を加えるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区建築審査会条例の一部を改正する条例

葛飾区建築審査会条例（昭和58年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改め、「法」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加え、同項第2号中「第94条第2項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

第6条第1項ただし書中「第94条第3項」の次に「（他の法令において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。